《選挙速報》

愛知県議会議員一般選挙

投票日　4月12日㈰
午前7時～午後8時

投票所　市内15か所

開　票　即日開票で、投票日の午後8時45分から中央公民館2階講堂で行います。

投票できる人

平成7年4月13日以前に生まれた日本国民で、平成27年1月2日以前に知立市の住民基本台帳に登録され、引き続き知立市内に居住している人です。なお、平成27年1月3日以降に知立市に転入した人は、今回の選挙では知立市の選挙人名簿には登録されませんので、投票できません。

投票所入場券

投票所入場券は、郵送でお届けします。投票所入場券が届かなかったり、紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されている人は投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

なお、投票所入場券は、1人1枚、世帯ごとに封筒に入っています。投票の際には、ご自分の投票所入場券を投票所にお持ちください。

期日前投票

4月12日㈰の投票日に仕事や用事等で投票に行けない人は、前もって期日前投票をすることができます。

■と　き　4月4日㈯～11日㈯
午前8時30分～午後8時
■ところ　市役所1階　正面ロビー
（正面玄関からお入りください。）
■持ち物　投票所入場券
（入場券がなくても投票できます。）

転出・転入された人へ

◇転出された人へ

県内の他市町村へ転出された人で、転出先の選挙人名簿に登録されていなく、知立市で選挙人名簿に登録されている人は、知立市で投票することとなります。

なお、その場合は、「市町村長の証明書（引き続き愛知県の区域内に住所を有する証明書）」がないと投票できません。（県内各市区町村の市民課等で取得できます。）投票するまでにご用意ください。（期日前投票、不在者投票でも必要です。）

◇転入された人へ

平成27年1月3日以降に県内の他市町村から転入された人は、前住所地で投票することになります。（前住所地の選挙人名簿に登録されている場合）

この場合も「市町村長の証明書（引き続き愛知県の区域内に住所を有する証明書）」がないと投票できません。（県内各市区町村の市民課等で取得できます。）投票するまでにご用意ください。（期日前投票、不在者投票でも必要です。）

代理投票・点字投票

手や腕のけが等で文字の書けない人、読み書きの十分でない人のための代理投票、目の不自由な人のための点字投票制度が設けられています。

不在者投票

仕事や用事等で、選挙期間中知立市以外の市区町村に滞在している人は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。また、指定施設等に入所している人は、その施設内で不在者投票ができます。

◇知立市以外で投票する場合

・知立市選挙管理委員会へ、直接または郵便で投票用紙等必要な書類を請求します。この場合どこで投票したいかを伝えます。

・交付された投票用紙等を持参して、投票する市区町村の選挙管理委員会に出向き、投票します。

（この場合投票用紙が、4月12日午後8時までに、知立市選挙管理委員会に届くことを要します。）

◇指定施設等で投票する場合

・知立市内外問わず県の選挙管理委員会が指定した病院、老人ホームや老人保健施設等に入所している人は、その施設で投票することができます。

・投票用紙などは施設長等を通じて請求することができ、投票は施設長等の管理する場所で行います。

・施設に入所中や病院に入院中の人は、一度、施設や病院等にお問合せください。

◇郵便等で投票する場合

・身体に一定以上の障がいがある人のための制度で、郵便等投票証明書の交付など事前の手続きが必要です。詳しくは、選挙管理委員会へお問合せください。

■問合せ
知立市選挙管理委員会（市役所総務課内）
☎95-0113（直通）
■市ホームページ
http://www.city.chiryu.aichi.jp/